資料8



環境省LD-Tech認証 申請書作成ガイド

2022年度環境省LD-Tech製品情報の募集

令和5年(2023年)1月 2022年度環境省LD-Tech制度運営事務局









1. 環境省LD-Tech認証事業の概要



環境省

1.環境省LD-Tech認証事業の概要 環境省LD-Tech認証制度の構成

- ■「環境省LD-Techリスト」として、"脱炭素化の観点で優れた設備・機器等"を掲載します。
- ■「環境省LD-Tech水準表」において、"脱炭素化の観点で優れた設備・機器等"のうち、 商用化されているものの最高性能を表示します。
- ■「環境省LD-Tech認証製品一覧」によって、認証された製品のメーカー名と製品名を 公表することで、積極的に認証製品の情報発信を進めます。





■ 環境省LD-Tech対象となる「設備・機器等」(技術カテゴリ)とは、CO2削減対策としての ハードの導入を伴い、かつ、国内の事業所や住宅等において導入可能な部材、設備・機器、 システムを指します。



環境省LD-Techリストへの新規追加は「環境省LD-Techリスト及び水準表の拡充・更新に関する提案募集」にて公募。評価観点は下記の4点である。

- ① 現行のCO2排出量が多いセグメントに対して、CO2削減が貢献できる技術であること。あるいはエネルギーの脱炭素化に貢献できる技術であること。
- ② 一定のCO2削減効果が見込める技術であること。
- ③ 2030年時点において、量産化・水平展開が見込まれる技術であること。
- ④ 2030年時点において、導入・普及における経済的/社会的課題が少ない技術であること

環境省



環境省LD-Techリストの公開を通じて、脱炭素技術の開発・社会実装状況について、

環境省LD-Tech認証製品一覧の公開によって、企業や自治体の調達担当や設計士・

メーカーや研究機関等が参照し、今後の開発に向けた意思決定に役立てることができます。

ハウスメーカー等が、その年のCO2削減の最高性能を有する製品群をより容易に参照できます。

1.環境省LD-Tech認証事業の概要 環境省LD-Tech認証制度の活用イメージ



1.環境省LD-Tech認証事業の概要 環境省LD-Tech認証制度の役割

■環境省LD-Tech認証は「市場にベストの製品を示すこと」「新たな設備・機器等の発掘」を担い、 市場へ直接的なLD-Techの普及を図ることを目指します。





2.2022年度の認証手続き



2.2022年度の認証手続き /実施概要 2022年度LD-Tech認証の実施概要

■ 令和5年1月上旬より2022年度環境省LD-Tech認証の対象製品の公募を予定しており、 募集要領は、基本的に前年度事業の要領を踏襲する方針です。

募集期間		令和5年(2023年)1月6日(金)~同年2月3日(金)17時00分			
募集 対象	対象 製品	 2022年度環境省LD-Tech水準表(最新版)に掲載されている、設備・機器等に該当する製品 (ただし、トップランナー制度に規定されている設備・機器等及び該当する 製品(型番)は、 事務局にて調査するため、メーカー等による申請は不要) 発売済又は令和5年(2023年)3月31日までに発売予定*の製品 国内で製造又は販売している製品 	I		
	対象 事業者	対象設備・機器等を製造又は販売している日本法人			
審査項目		 ・ ・ は術の原理・しくみが科学的に説明可能であること。 後術の原理・しくみが科学的に説明可能であること。 申請された製品の性能が、「LD-Tech水準」と一致している又は「LD-Tech水準」よりも 優れていること。 申請された製品の性能が、2022年度環境省LD-Tech水準表(最新版)に記載されている 計算方法及び試験条件に準拠して算出されたものであること。 	-		
*:認証製語	*:認証製品一覧公開時において、ユーザーが購入又は発注できる製品であることを前提とするという趣旨				



環境省



■ 審査が終了し、適合と判断される場合は、認証製品一覧として公開のほか、 各申請者に審査結果を通知いたします。

関係者	申請から公表までのプロセス	
申請者	応募 結果 確認 異議 申立て 審調 結果 確認	義 しの 忍
環境省		
認証審査 委員会		
事務局	公募 質問 対応 事前 審査 認証 結果 通知 認証 結果 通知 異議 申立て 受付 審議 相果 通知	
利用者 /国民	認証 製品等の 確認	

()

前年度から変更あり





- ■「申請資料」は、申請者単位で提出する資料であり、事務局指定の様式により作成します。
- ■「確認資料」は、申請製品(型番)がLD-Tech水準への適合を確認するための根拠資料 (例:製品カタログ等)であり、様式は任意です。申請製品(型番)単位で提出します。

区分	書類名称	書類の概要	通常申請	簡易申請
	【様式1】申請書	環境省LD-Tech認証に係る実施規則、実施要領に 基づき申請されることを誓約いただくための資料		必須
申請 資料	【様式2】 申請製品リスト	製品情報を登録いただくシート	必須	必須
	【様式3】 申請用チェックリスト	申請手続きにあたり、書類の提出漏れ等を防ぐための チェックシート		必須
確認 資料	商用化確認資料	発売済又は令和5年(2023年)3月31日までに 発売予定の製品であることが分かる資料	必須	不要
	原理・しくみ確認資料	水準表に記載されている「原理・しくみ」に合致することが 分かる資料		不要
	性能確認資料	性能の計算方法及び試験条件が水準表と一致し、 また性能が水準以上であることが分かる資料	必須	不要

- A.	 	
- C		: 2 1 E I
		- X - X -

今年度事業より、下記の書類は廃止としました。

なお、これら誓約書の記載内容については、様式1及び様式2に記載いただく形式に変更しております。

- ・【別紙1】商用化に関する誓約書
- ・【別紙2】計算方法・試験条件に関する誓約書
- ・【別紙3】派生型番に関する誓約書

前年度から変更あり





■ 申請内容は、「通常申請」及び「簡易申請」の2種類があります。

	通常申請	簡易申請
概要	申請資料・確認資料すべてを提出する 申請 ✓ <u>簡易申請に該当しない型番すべてが対象</u>	<u>申請予定の製品が、簡易申請の3要件</u> <u>を満たす場合に、提出必要書類の一部</u> が免除される申請
提出を求める 申請資料	 □ 申請書(様式1) □ 申請製品リスト(様式2) □ 申請用チェックリスト(様式3) 	 □ 申請書(様式1) □ 申請製品リスト(様式2) □ 申請用チェックリスト(様式3)
提出を求める 確認資料	 ■ 商用化確認資料 ■ 性能確認資料 ■ 原理・しくみ確認資料 	(提出は免除)
備考	■ 商用化資料が提出できない場合は 事務局に申し出ること	_

2. 2022年度の認証手続き /実施概要 簡易申請の対象となる製品の3要件

■ 下記の3要件をすべて満たす製品(型番)については、簡易申請の対象となります。

1	前年度の環境省LD-Tech 認証製品一覧(最新版)に 掲載されている製品(型番) であること	今回申請を行う製品の型番が、「2021年度環境省LD-Tech認証製品一覧 (親・派生 全型番表示)」の最新版に掲載されていること。
2	今年度申請を予定するクラス について、前年度申請のクラスの 内容と変更がないこと	今回申請を行う製品が該当する、「2022年度環境省LD-Tech水準表」中の クラス(水準表情報No.S-XXXXX)について、該当のクラス(条件・能力) 及び指標(測定単位、計算方法、試験条件)が「 <u>2021年度環境省LD-Tech</u> <u>水準表</u> 」から変更がないこと。
3	申請する製品の性能が LD-Tech水準と一致あるいは 優れていること	今回申請を行う製品が該当する、「2022年度環境省LD-Tech水準表」中の クラス(水準表情報No.S-XXXXX)のLD-Tech水準と比較し、該当製品の 性能が一致又は優れていること。

注意事項

環境省LD-Tech水準表(確定版)の「認証対象」にて「通常または簡易」あるいは「●」と表示されていても、 申請者の登録製品が簡易申請の要件を満たさない場合は、通常申請となります。



2. 2022年度の認証手続きについて 親型番と派生型番



- 水準表上の同一クラスでかつ同一性能の製品(型番)は、任意の1製品(型番)を 親型番とし、残りの製品(型番)を派生型番とできます。
- 親型番に対して派生型番の関係にある製品(型番)については、様式2の該当欄に 必要事項を入力してください。

親型番・ 派生型番とは	水準表上の同一クラスでかつ同一性能の 関係にあると認められる製品(型番)群	親型番・派生型番の例と提出する確認資料 同一クラス・同一性能の製品(型番) 例)耐塩害対応のルームエアコン 水準表情報No.: S-007051、性能APF7.6
親型番	任意の1製品(型番) ※申請者が指定してください	
派生型番	親型番以外の該当製品(型番)	親型番 派生型番 ※ 申請者が 任意に定める 変更点
確認資料の 提出	該当する製品は、確認書類をまとめることが 可能(親型番分のみの提出で申請可)	様式2 申請製品 リスト ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 様式2 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

前年度から変更あり

環境省

■「環境省LD-Tech認証制度 実施規則」のうち、認証の取消等について一部追記をいたしました。

2. 2022年度の認証手続き /実施概要

実施規則の一部改定

実施規則に関する改定箇所

認証の取消と なるケース	環境省は、次のいずれかに該当する場合に、当該環境省LD-Tech製品に対して認証の取消しを行うことができる。 (中略) ■申請内容の虚偽、その他法令等に違反したことが判明した場合。 ■審査基準に適合しないことが判明した場合。 ■本規則に基づいて規定された遵守事項を遵守しない者に対し、注意喚起を行ったにも関わらず、改善が見られない 場合。 ■重大な公序良俗違反、その他環境省LD-Tech認証制度の信用を損ねる恐れのある行為が認められた場合。 ■申請者から認証取り下げの依頼があった場合(ただし、認証製品の販売終了はこれに該当しない)。	
根拠資料等の 誤表示が 判明した場合 の対応事項	なお、過年度の認証について、根拠資料を含む申請内容に誤表示等があることが判明した場合、申請者は速やかに 事務局に報告を行うとともに、事務局の要請に応じて、必要な情報提供を行うこととする。事務局は速やかに情報 収集の結果を環境省に報告し、環境省はそれを踏まえ、当該年度の認証審査委員会委員長及び有識者に適宜 照会の上、当該認証の取消しについて検討する。 4	

申請資料作成時の留意事項



前年度から変更あり





3. 申請資料作成時の留意事項 様式2(申請製品リスト)の入力項目(1/3)



■ 申請製品リスト(Excel)に製品情報を登録する際は、下記の内容をご入力ください。

	入力項目	必須/任意	説明	入力例
1	水準表クラスNo.	必須	水準表に記載された水準表クラスNo.を入力してください。	S-001774
2	団体名	必須	社名等を入力してください(部署名は不要)。	株式会社AAA
3	製品名	必須	申請製品の製品名(通称)を入力してください。	ガスヒートポンプαシリーズ
4	型番	必須	申請製品の型番を入力してください。 ※項目「申請方式 親/派生」が「派生」となる申請の場合、申請数が多くなる際は 「A00-001~A99-999」や「A-(X/Y/Z)-(100/200/300/400/500)」等、 まとめて入力することが可能。	Α-450β
5	親/派生	必須	申請する型番について、親型番に指定する場合は「親」を選択、 派生型番に指定する場合は「派生」を選択してください。 ※「派生」は、水準表のクラス、下記「性能(値)」が既出の型番(「親」)と 一致するものを指す。(詳細は本資料P12を参照のこと)	親
6	通常/簡易	必須	申請する型番について、通常申請として申請する場合は「通常」、簡易申請として申請する場合は「簡易」を選択してください。 ※水準表の認証対象欄に「●」と表示されているクラスに申請する場合、 申請する製品が簡易申請の要件をすべて満たさない場合は、「通常」と入力。	通常
7	対応する親型番	必須 ^{*1}	「申請方式 親/派生」にて「派生型番」と指定する申請の場合、 対応する <u>親型番を1種類決めたうえで、その型番を入力</u> してください。	A-450a
8	派生型番の理由	必須 ^{*1}	項目「申請方式 親/派生」が「派生」となる申請の場合、 色違い等、派生型番である理由を必ず入力してください。	回路違い
9	新規追加	必須 ^{*2}	前年度認証製品一覧に含まれない型番を派生型番として申請する場合は 「 」を選択してください。</td <td>\checkmark</td>	\checkmark

*1: 派生型番を申請する場合 *2: 前年度認証製品一覧に含まれない型番を派生型番として申請する場合

環境省

2. 2022年度の認証手続き / 申請資料作成時の留意事項 様式2(申請製品リスト)の入力項目(2/3)

■ 申請製品リスト(Excel)に製品情報を登録する際は、下記の内容をご入力ください。

	入力項目	必須/任意	説明	入力例
10	商用化情報	必須	申請する型番について、販売済みもしくは令和5(2023)年3月31日まで に販売される製品である場合は「✓」を選択してください。	V
11	製造·販売情報	必須	国内で製造又は販売している製品である場合は「v」を選択してください。	\checkmark
12	商用化確認資料 ファイル名	必須 ^{*3}	通常申請の場合は、商用化確認資料(電子媒体)を別途提出の上、 そのファイル名を入力してください。 ※商品化確認資料と性能確認資料を同一の書類で提出する際は、 そのファイル名を記載すること。	商用化確認1
13	商用化確認資料URL	必須 ^{*3}	(商用化確認資料を提出する場合)商用化確認資料を閲覧/入手 できるウェブサイトのURLを入力してください。 ※Web上で確認できない資料である場合は、事務局に相談すること。	http://www.000
14	原理・しくみ確認資料 ファイル名	必須 ^{*4}	通常申請として申請する場合は、原理・しくみ確認資料(電子媒体)を 別途提出し、そのファイル名を入力してください。	原理確認1
15	原理・しくみ確認資料 URL	必須*4	(原理・しくみ確認資料を提出する場合)原理・しくみ資料を閲覧/入手 できるウェブサイトのURLを入力してください。 ※Web上で確認できない資料である場合は、事務局に相談すること。	http://www.000
16	値/機能	必須	「性能確認資料」に記載された、製品の性能を示す数値(カタログ値)を、 必ず入力してください。 ※カタログ値を入力すること(小数点の取扱い等は留意すること)。	1.39
17	性能確認資料 ファイル名	必須 ^{*5}	(性能確認資料を提出する場合) 性能確認資料のファイル名を入力してください。 ※商品化確認資料と性能確認資料を同一の書類で提出可能な際は、 そのファイル名を記載すること。	性能確認1
18	性能確認資料URL	必須 ^{*6}	確認資料のURLを必ず付記すること。 ※Web上で確認できない資料である場合は、事務局に相談すること。	http://www.000

*3:通常申請かつ商用化確認資料を提出する場合、*4:通常申請かつ原理・しくみ確認資料を提出する場合、*5:通常申請かつ性能確認資料を提出する場合 *6:通常申請かつ性能確認資料(カタログ等)を提出する場合(ただし、試験結果報告書を提出する場合は不要)

環境省

2. 2022年度の認証手続き /申請資料作成時の留意事項 様式2(申請製品リスト)の入力項目(3/3)

■ 申請製品リスト(Excel)に製品情報を登録する際は、下記の内容をご入力ください。

	入力項目	必須/任意	説明	入力例
19	計算方法 水準表記載内容	必須	申請製品の性能評価における計算方法が、水準表に記載されている内容に 準拠していることを誓約できる場合は「 <> 」を選択してください。	\checkmark
20	試験条件 水準表記載内容	必須	申請製品の性能評価における試験条件が、水準表に記載されている内容に 準拠していることを誓約できる場合は「 <> 」を選択してください。	\checkmark
21	製品の特徴	必須	認証された場合、 <mark>認証製品一覧の情報として公表される製品の特徴を</mark> <u>原則200文字以内</u> で必ず入力してください。	室外機の圧縮機をガスエ ンジンで駆動し、ヒートポン プ運転によって冷暖房を 行う空調システムであり、 本製品はXXXにより、環 境負荷の削減を実現して いる。
22	問合せ先 部署	必須	認証された場合、認証製品一覧の情報として公表される連絡先の部署名を 必ず入力してください。	お客様サポート室
23	問合せ先 担当者	必須	認証された場合、認証製品一覧の情報として公表される連絡先の担当者名 を必ず入力してください。	お客様サポート担当
24	問合せ先 電話番号	必須	認証された場合、認証製品一覧の情報として公表される連絡先の電話番号 を半角、"-"入りで必ず入力してください。	03-6867-***
25	問合せ先 E-mail	必須	認証された場合、認証製品一覧の情報として公表される連絡先のE-mail アドレスを必ず入力してください。	support@****.co.jp
26	問合せ先 URL	必須	 申請製品が紹介されているホームページのURLを必ず入力してください。	http://www.****

2. 2022年度の認証手続き / 申請資料作成時の留意事項 派生型番を申請する際の入力方法

環境省

前年度から変更あり

- 派生型番を申請する際の入力方法について、前年度様式から変更を加えました。
- 「申請方式」にて「派生」を選択する場合は、「対応する親型番」欄に該当する親型番を入力し、 「派生型番の理由」にて親型番との違い(例:色違い等)を入力してください。
- ■前年度認証製品一覧に未掲載の型番について、簡易申請する場合には、 「新規追加」欄にて「✓」を入力してください。

前年度の旧様式 -

ムケ	臣	Э	立ら	壮羊	4=
74	凤	U)	不川	伢	I

	申請方式		親型番・派生型番の関係				申請方式		派生型番 情報		
型番	親/派生	通常/簡易	親型番	派生型番	派生型番の理由	型番	親/派生	通常/簡易	対応する親型番	派生型番の理由	新規追加
. 商用化確認資料あ るいは性能確認資 料に記載されている 型番を入力	左列の「型番」につ いて、親型番に指定 する場合は「親」を 選択、派生型番に指 定する場合は「派 生」を選択	通常申請として申請 する場合は「通常」、 簡易申請として申請 する場合は「簡易」 を選択	項目「申請方式 親/ 派生」にて「親型番」 と指定して申請する 場合、その型番を入 力	項目「申請方式親/ 派生」にて「派生型 番」と指定して申請 する場合、その型番 を入力 ※「親型番」の申請	項目「申請方式親/ 派生」にて「派生型 番」と指定して申請 する場合、親型番と の違いを入力 ※「親型番」の申請	申請する全製品の型 番を入力	左列の「型番」につい て、親型番に指定する 場合は「親」を選択、派 生型番に指定する場 合は「派生」を選択	通常申請として申請す る場合は「通常」」簡易 申請として申請する場 合は「簡易」を選択	「申請方式親/派生」 にて「派生型番」と指定 する申請する場合、対 応する親型番を入力	「申請方式親/派生」 にて「派生型番」と指定 して申請する場合、該 当する親型番との違い を入力	前年度認証製品一覧 」に含まれない型番を派 生型番として申請する 場合は「✓」を選択
必須	必須	必須		の場合は、入力不要	の場合は、入力不 要	※商用化確認資料あるいは性能確認資料 に記載されている型番を入力すること			※該当する親型番の 「水準表クラスNo.」と同 一であることを再度確 認すること		
A-450 ₿	派生	簡易	A-450 a	A-450 B	回路違い						
-				/_		必須	必須	必須	必須(派生型番申請の場合)	必須(派生型番申請の場合)	必須(派生型番申請の場合)
					L L	Α-450β	派生	簡易	A-450a	回路違い	\checkmark
「派生」を選択した場合、 ・「親型番」欄には、対応する親型番、 ・「派生型番」欄には、申請型番と同一の型番、 ・「派生型番の理由」欄に、親型番との差異、 をそれぞれ入力する必要がありました。 過年度より 入力漏れのある 申請が多数							変更点① 「派生型番」の欄を 削除 入力する欄を近			新規申請 合は「〜」を 5欄を追加	



【2021年度環境省LD-Tech水準表の出所】 環境省HP「2021年度環境省LD-Tech水準表の公表及び環境省LD-Tech製品情報の募集開始について」(2021年1月7日)<u>https://www.env.go.jp/press/110391.html</u> 【2021年度環境省LD-Tech認証製品一覧の出所】 環境省HP「2021年度環境省LD-Tech認証製品一覧の公表について」(2022年4月28日)<u>https://www.env.go.jp/press/110987.html</u>

環境省

2. 2022年度の認証手続き / 申請資料作成時の留意事項 前年度申請資料にてよく見られた不備内容の例(2)

■前年度認証製品一覧に掲載された製品を簡易申請する際、その性能値が前年度認証時から 変更がある場合には、性能値の確認のため、性能確認資料の提出を求めます。

不備内容

「前年度認証製品一覧に掲載」かつ「前年度より性能値が変更になっている」製品を簡易申請する際、 性能確認資料が未提出のため、今年度申請の性能値の照会ができない

N	0	P	Q	R	S	Т	U	V	W
									申請情報
申請	方式	兼	見型番・派生型番の関	係	性能評	価方法			
親/派生	通常/簡易	親型番	派生型番	派生型番の理由	計算方法 準拠する規格	試験条件 準拠する規格	商用化確認資料 ファイル名	商用化確認資料 URL	値/機能
左列の「型番」について、親型番に指定 いて、親型番に指定 する場合は「親上を選 択、派生型番に指定 する場合は「派生」を 選択	通常申請として申請 する場合は「通常」、 簡易申請として申請 する場合は「簡易」を 選択	項目「申請方式親/ 派生」にて「親型番」 と指定して申請する 場合、その型番を入 力	項目「申請方式親/ 派生」にて「派生型 番」と指定して申請 する場合、その型番 を入力 ※「親型番」の申請 の場合は、入力不要	項目「申請方式 親/ 派生」にて「派生型 番」と指定して申請 する場合、親型番と の違いを入力 ※「親型番」の申請 の場合は、入力不要	申請製品の性能評価における計算方法の規格名を入力 ※水準表における記 載内容との一致を確認	申請製品の性能評価における試験条件の規格名を入力 ※水準表における記 載内容との一致を確認	(商用化確認資料を 提出する場合)商用 化確認資料のファイ ル名を入力	(商用化確認資料を提出する 場合)商用化確認資料を確 認できるウェブサイトのURLを 入力 ※Web上で確認できない資 料である場合は、事務局に 相談すること。	性能確認資料に記載された。製品の性 載された。製品の性 能を示す数値(力タ ログ値)を入力
必須	必須				必須	必須			必須
親	簡易	A-450 a			JISB8627:2015	JISB8627:2015			1.39

簡易申請の場合であっても、同一型番で性能値のみが変更になった場合、 性能確認資料を基に、事務局にて検証作業を実施します。 【注意ポイント】 性能値が前年度と変更

お願い

簡易申請の際、当該製品の性能値が前年度認証申請時に比べて変更がある場合、 性能確認資料のご提出をお願いいたします。

確認資料作成時の留意事項



■確認資料は原則として公表資料であり、かつ製品(型番)についての情報が確認できる資料であることが必要です。

原則① 公表情報 (Web公開資料) であること	 ✓ 確認資料は、申請者様のWebページにて広く公開され、一般に誰でも確認ができる 資料であることを原則とします。 ✓ ただし、「性能確認資料」は、水準表の「LD-Tech水準」に"*"(アスタリスク)が 付与されているクラスのみ、試験結果報告書等の非公開資料の提出も可。 ✓ 公表資料が存在しない場合は、事務局までお問い合わせください。
	✓ 確認資料は、すべての申請製品(型番)について、型番、性能、計算方法及び 試験条件等の情報が確認できることを原則とします。
原則②	✓ ただし、同一資料にて複数の製品(型番)の情報を確認できる場合は、 当該資料の提出も可。
製品(型番) ごとの 情報が確認可能な 資料であること	✓ また、複数製品(型番)が同一クラス・同一性能で親型番・派生型番の関係にあり、 「様式2 申請製品リスト」にて、該当欄に入力できる場合は、親型番分の確認資料 のみの提出も可。
	✓ 同一資料で商用化や性能等の複数の内容を確認できる場合は、 「商用化確認資料」「性能確認資料」「原理・しくみ確認資料」の共通化も可。

確認資料の提出方法についてご不明な場合は、事務局に電子メールにてにお問合せください

2. 2022年度の認証手続き /確認資料作成時の留意事項 商用化確認資料提出時の留意事項



■ 商用化確認資料は、今回申請するすべての型番が判読できるようにマークを付けた上で、 提出してください。



環境省

2. 2022年度の認証手続き /確認資料作成時の留意事項 性能確認資料(カタログの場合)の留意事項

■ 性能確認資料にて、申請する型番のクラス(条件、能力)、性能値、計算方法、試験条件等を 確認しますので、該当箇所にマークを付けてください。









提出先及び問合せ先等



- 申請者は申請資料及び確認資料を下記宛先までメール添付にて提出してください。
- 電子メールの件名は「LD-Tech/2022年度製品認証の申請について」としてください。
- 事務局からはメール到着確認後3営業日以内に、メール到着の旨を宛先全員にご連絡いたします。
- 申請に関するご質問はメール又はお電話にてお願いいたします。
- なお、<u>問合せが集中し、電話がつながりにくい場合があります</u>。 着信確認後、順次折り返しのお電話にて対応をさせていただきます。
- また、問合せにつきまして、事前にメールにて相談事項等をご連絡ください。 ご不便をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2022年度環境省LD-Tech制度運営事務局 (デロイトトーマツコンサルティング パブリックセクター)

【TEL】 070-3892-7310 (受付時間 平日9:30~17:30まで)

[E-mail]Id-tech@tohmatsu.co.jp





- 環境省
- 過年度にL2-Tech認証が付与された製品(型番)についても、環境省LD-Tech認証に向けた 手続きが必要か?また、過年度にL2-Tech認証あるいは環境省LD-Tech認証が付与された 製品(型番)については、申請方法が簡易化されるのか?



- ✓ 今年度の環境省LD-Tech認証製品一覧への掲載をご検討されている場合は、 過年度に認証が付与された製品(型番)においても、今年度の製品申請に ご応募いただくことが必要です。
- ✓ なお、環境省LD-Tech認証への応募に際して、2021年度環境省LD-Tech 認証製品一覧(最新版)に掲載がある製品(型番)について、<u>下記の要件に</u> 適合する場合は、簡易申請(提出必要書類の一部が免除される申請)にて <u>手続きが可能</u>です。

①2021年度環境省LD-Tech認証製品一覧(最新版)に掲載されている 製品(型番)であること

②申請するクラス・指標の記載内容に変更がないこと

③申請する製品の性能がLD-Tech水準と一致あるいは優れていること



■環境省LD-Tech認証の申請手続きにあたって、必要な資料は何か? 水準値に適合していることを証明する方法・書類は何か? (自社評価の実験データや第三者評価機関による評価データ等の必要性について)



- ✓ 環境省LD-Tech認証製品の募集では、「申請資料」及び「確認資料」の 2種類の書類の提出が必要です。
 - 「申請資料」とは、<u>事務局が指定する申請書</u>を指します。 申請者ごとに1セットの提出が必要です。
 - 「確認資料」とは、
 申請製品が審査項目を満たしていることを申請者が
 証明するための資料です。
 「商用化確認資料」「性能確認資料」「原理・しくみ確認資料」の3種類があります。
- ✓ 水準値が適合していることを示す資料の種類は「カタログ」や「試験結果報告書」 等であり、水準表に申請される各クラスについて記載されています。

B環境省LD-Tech制度全体について 認証製品一覧の更新頻度



■ 環境省LD-Tech認証製品一覧について、更新頻度は年1回か?モデルチェンジなど更新機種 (型番)について随時追加申請ができる運用について検討できないか?



B環境省LD-Tech制度全体について LD-Tech水準とは



■ LD-Tech水準の算出根拠は何か?また、どのように更新されるか?



- ✓ LD-Tech水準は、商用化されている設備・機器のうち、 CO2削減効果について最高の効率性能を示す値や機能等の水準です。
- ✓ 各クラスにおける水準の指標及び計算方法、また計算のための試験条件は、 環境省LD-Tech水準表に記載されています。
- ✓ 水準値の更新は、原則として事務局による調査に基づいて実施されます。
 - なお、水準値に関する情報提供も事務局にて常時受付けております。
 (ただし、現在のところ、更新頻度は年1回です)
 - または、毎年実施している水準表案に関する意見募集において、 ご意見いただけます。

B 環境省LD-Tech制度全体について LD-Tech Oriented認証の取扱い



■ LD-Tech認証とLD-Tech Oriented認証を区別してどのような活用を見込んでいるのか?



✓ 現時点では、認証製品一覧において、製品(型番)単位で [LD-Tech認証]あるいは「LD-Tech Oriented認証]として明記するのみです。

✓ あくまで、環境省LD-Tech認証製品一覧は、脱炭素社会に貢献する製品について情報発信を行い、ユーザーにおける製品選択の参考情報としていただくことを趣旨としております。
したがって、左記以外の活用方法については今後検討予定です。



■認証製品一覧の参考資料として位置付けられている、トップランナー制度に規定される製品一覧の作成方法は?



- ✓ トップランナー制度に規定されている設備・機器等については、事務局調査にて 最高性能を有する製品群を一覧化し、本年度の認証製品一覧公開とあわせて 公開予定です。
- ✓ 該当する設備・機器等については、本資料を作成するにあたって、 メーカー等による申請手続きは不要です。
 - なお、本資料については、外部機関にもレビュー依頼を行う予定です。

環境省

c その他 環境省LD-Techリストや水準表の新規追加・更新方法

■ 2022年度環境省LD-Techリストや水準表に記載がない設備・機器等の追加や水準表のクラス 追加等はどのような手続きとなるか?



- ✓ 環境省LD-Techリスト及び水準表は、 年1回の頻度で更新を行う予定です。
- ✓ 今年度より、リストに未掲載の設備・機器等の追加に関する提案募集を 実施しました。
- ✓ 水準表記載の各項目(クラス、指標、計算方法、試験条件等)の 追加や見直しについても今年度と同様の形式で提案募集を行いました。
- ✓ 提出いただいた提案については、事務局及び外部機関によるレビュー後に、 環境省が決定します。提案いただく内容等の詳細は、募集開始時に公表します。

環境省

